

令和3年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月16日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第56号	令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
日程第 3	請願第1号	燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する請願書 (請願審査報告)
日程第 4	陳情第15号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書 (陳情審査報告)
日程第 5		一般質問
日程第 6	意見書案第8号	赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書
日程第 7	意見書案第9号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
日程第 8	意見書案第10号	燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する意見書
日程第 9	意見書案第11号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書
日程第 10		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第 11		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	楠木	政洋君
住民課	長	渡辺	良英君
福祉課	長	下重	博光君
子育て支援所	長	丹羽	静恵君
産業課	長	岩城	光洋君
商工観光課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
会計管理者		須藤	裕子君
農業委員会事務局	長	神	義宏君
教育委員会教育課	長	森	直史君
消防署	長	波多野	明君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主事	手塚	健人君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 議案第56号

- 藤田議長 日程第2 議案第56号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案第56号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,905万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,873万3,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費に子育て世帯への臨時特別給付金3,440万円、町単独分として420万円を追加するなど、計3,905万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税426万6,000円を追加。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に子育て世帯への臨時特別給付金3,478万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 子育て世帯への臨時特別給付金でありますけれども、政府は、この給付金については、一転二転、そして先日三転いたしまして、所得制限を撤廃するという指針を出されたところであります。この給付金の内容について説明をいただきたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁させていただきます。

子育て給付金の内容については、報道等でも御承知のことですが、当初、国のほうでコロナの予備費を活用した5万円の現金給付と、併せて5万円相当のクーポン券を子育て世帯に対し、18歳以下の、高校生以下のお子さんを育てていらっしゃる子育て世帯に配布するというところで補正予算が成立してございます。

その後、国のほうで、議員おっしゃるとおり、様々方向性を変えるということがございまして、昨日、国のほうから地方自治体向けのQ&Aが来まして、当初のとおり現金給付プラスクーポン給付、また、最初に先行給付として5万円、春先に5万円という方法、また、一括10万円給付するという方法を、それぞれ自治体の判断で給付することが認められるようになってございます。

本町におきましては、年内に一括10万円を給付したいということで予算を上げさせていただきます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 本補正予算、町長が町民に公平性を期すことが大切だという考えの下、所得制限を撤廃して、予算を見られました。昨日、最終的に政府のほうから所得制限を撤廃するということになりましたので、これは町長の考えどおりになったのではないかというふうに思いますし、町民の方々も安堵しているのではないかというふ

うに思います。一刻も早い支給をされることを願うものであります。

この給付金でありますけれども、政府が所得制限を撤廃したことによる本町の単独分については、財源が、国の補助がないことにより一般財源を充てなければならないという考えの下でよろしいのか、国の考えのとおり、所得制限を撤廃することによって、全額国の補助が充てられるのか。

それと併せて、給付金対象者の世帯数と人数についてお知らせいただきたいと思えます。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

初めに、財源の関係でございます。独自給付のほうは、国のほうで認められてございますが、財源については、自治体の財源を活用して給付することは認められるということでございますので、一般財源を活用させていただきます。

続きまして、給付世帯数でございますが、児童手当給付世帯数については把握しておりますが、高校生になりますと、申請をいただいてからになります。公務員分等で一部把握し切れていない分がありますので、概算ということで予算計上させていただきます。おおむねの数字になりますが、補助対象世帯については、おおむね200世帯で340人程度、町単独分の世帯については20世帯で42人程度ということで把握してございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 今回提案されました補正については、内容等については、昨日、一昨日の新聞等で詳細に記事になっておりまして、ある程度の理解はしておりますが、全十勝の中でも、今朝あたりの新聞を見ましても、非常に豊頃町が注目された記事が一番に出ている。やはり社会の中の問題意識が非常に複雑な中において、一番に注目されている国民、市民、町民の生活直結の内容について、私は非常に理事者の判断といたしますか、あるいは実務者のそういう情報の収集作業というものについて、的確に捉えたということについて非常に私は高く評価するわけでありまして。

したがって、今、年の瀬において、国が二転三転している優柔不断な中において、我が町が小さいから、過疎だから、小規模だからという理事者の発言もありますけれども、やはり町民の期待する作業についての行為というものについては、私は高く評価したいと思っております。

特に、今朝ほどの新聞等においては、オール十勝の中で最初に制限を撤廃して、23日にこれを全対象者に支給するという作業、これについては、予算の中で、13、14日に提出された議案の中で12万2,000円、スタッフの皆さん、職員

の皆さん、負担になっています。職員の手当といたしますか、私は非常に迅速に作業が進んだなというふうに、お金ではない、評価しているわけでありまして。23日に豊頃だけが一番に支給すると、このことについて喜びと、その結論については称賛するわけですが、間違いなく23日、この作業の中でできるかどうかというところを、高く評価するとともに、確認をさせていただきます。23日、クリスマスイブの前の日であります。何となく気持ち的にも町民は安堵するのではないかと、安定、安心するというところの記事をのみ込んでいただいている。このことについて、御苦労さんであります。23日、該当する町民の世帯の方々、間違いなく、期待するものについて実行できるかどうかというところ、町長に御苦労さんと申し上げたいと思いますし、また、敬意を表します。23日、本当に守っていただけるか、この件について一言お願いできますか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今回の子育て世帯への臨時特別給付金事業に当たりまして、今回の議案につきましても、実際、政府、国の判断という部分がありまして、議案のほうも差し替えさせていただいて、こういった形で提案させていただいたという経過がありますが、当初から所得制限で支給されないという方についてはどうするかという考えは、理事者、担当課含めて深めていたわけでございます。

結果、こういった形で所得制限をなくして、対象となる方全員に支給するというところで提案させていただき、そして、新聞報道等でも十勝管内、全道でもそんなにたくさんない中で、また、十勝管内では豊頃町のみという話、かつ、支給について23日で早いという部分、今、議員のほうから評価するというお話がありました。大変光栄に思うところでございますけれども、実際、23日につきましては、昨日も各対象となる家庭に送付する文書の案ですとか、その辺はもう担当課と詰めまして、準備のほうを進められるような状態になってございます。

最終的に国の要綱としては、まれに辞退する方がおられて、それをきちんと把握しなさいということがありますので、その辺もすぐ対応できるような形でやりながら、児童手当を支給されている方については、そのまま口座のほうに入れるということですから、文書のみで発送で、あと、辞退する方がいれば振り込む前に止めるというようなこととなりますけれども、通常、そっちは問題なくいくと思います。

そのほかの18歳以下、高校生ですとか、児童手当支給外になっているところ、その部分については、申請行為ということになりますので、23日に口座に振り込むときに間に合えば、すぐ出てくればそういった部分で対応できますけれども、やはり申請書を頂くまで時間がかかれば、23日以降ということになると思います。

ただ、いずれにしても、申請を出してくれという形ではなく、しっかりとこち

らのほうからも案内を出しますが、対象となる方には、早く出していただくように促しながら、できるだけ支給を希望される方には早く行き届くように対応できるような形をしっかりと取ってまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 非常に町長のこれからの作業について、万が一、そういうものについて対象とされる方々でも、年末に対して申請が遅れたとか、あるいは留守であったとか、あるいはいろいろな事情がありますが、全体の我が町のこの規模の中で、担当者は網羅されていると思いますので、その辺、なくても、これはもしかすると忘れてるか、申請の方法が分からないか、あるいは窓口に来たときにも、やはり心優しく丁寧に対応をしていただけるように、特に窓口のほうの担当課長を含め、多くの担当の職員の方々には、御苦労なのですが、そういう町民に対する優しさと思いやりの気持ちで対応できるように心積もりをお願いしたいと、このように思いますが、担当者、一言お願いします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁させていただきます。

先ほど町長からもお話いたしましたように、小さな町ということもありますし、比較的小子様の養育状況の把握はしやすいということでございますので、申請等を早めに行っていただけるように配慮してまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

4番、岩井議員。

●4番岩井議員 給付金につきましては、18歳以下の子供に対する給付は、9月30日時点の児童手当の受給者に対して支給することになっております。10月1日以降に離婚した場合に、国の通知では、子供と同居していない非同居の親に子供に対する給付金が支給されるケースが生じることになります。国は救済の考えを示していないために、児童手当の受取人を変更するなど、自治体が事情を把握していたとしても、対応できないと言われてしまうのが実情であります。

子育て支援のための給付金であり、実際に子育てをしている同居の親に支給できるような対応を取るようにすべきだと考えますが、対応をお伺いいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁させていただきます。

今、岩井議員がおっしゃったとおり、国のほうの規定によりまして、児童手当の受給者ということでございますので、その原則はございますが、先ほど申しましたように、子育て世帯の状況の把握については、比較的させていただいてございます。岩井議員御指摘のような事例もありまして、相談を受けたケースもございしますが、そう

いった場合も制度の趣旨を理解していただいて、御両親の間でのお話合いになると思いますが、きっちり説明して、子供の養育に使われるものであるということを御理解いただくような説明はさせていただきます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、杉野議員。

●5番杉野議員 この子育てのための給付金については十分理解しておりますから、それについては、町長に、同僚議員ともに敬意を表させていただきます。

私が手を挙げさせていただいたのは、先ほど同僚議員から質問があつて、何世帯でどのぐらいの人数でという質問がありましたけれども、各課の皆さんにお願いを申し上げますけれども、施設課等の予算が出てきたときには、この道路でこの形でという説明資料がついてまいります。以前にも飲食店の給付の際に、何件で、どういう対象でということが質問に出ました。できれば、ほんの少しのことですけれども、今後、説明資料等をつけていただいたら我々も納得できますし、金額と世帯数を割り返したらどうなるというようなことが理解でき、町民に説明する上でも非常に我々としても作業が楽になるということなので、今後、できることであれば説明資料等を添付していただければ有り難いというふうに思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 この給付金に関しましては、個人情報のこともありますので、そういうことを注意しながら、これから説明をつけるように検討してまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

●藤田議長 日程第3 請願第1号燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。

請願第1号。

2、付託年月日。

令和3年12月9日。

3、件名。

燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する請願書。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

燃油価格の高騰は、燃料をはじめ各種生産資材や農業用施設の価格高騰にも連動し農業経営を圧迫している。また、全額国費負担で新規就農者等を支援してきた「農業次世代人材投資事業」が地方負担を伴う事業内容に見直されれば、新規就農者等に対する支援に差が生じる。更に、水田活用直接支払交付金の対象から長期間水稻を作付けしていない水田が対象外とされれば荒廃地の増加に繋がりがねない。これらに対し国において農業予算等を十分に確保するなど万全な対策を講ずることは、農業を基幹産業とする本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第15号

●藤田議長 日程第4 陳情第15号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第15号。

2、付託年月日。

令和3年12月9日。

3、件名。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えており、結婚による改姓によって、これまで築き上げてきたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓使用により不利益・混乱が生じる例は多く、これを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実であることから、夫婦が望んだ場合、結婚後もそれぞれの結婚前の名字を使える選択的夫婦別姓制度を法制化し、適切な法的選択肢を用意することは、家族のあり方が多様化する現在において必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

- 藤田議長 日程第5 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、4番、岩井明議員。登壇願います。

- 4番岩井議員 私は、デジタル化について質問いたします。

5月12日に成立したデジタル関連法が9月1日に施行されております。

首相の下、この強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設し、国や地方自治体のシステムを標準化、また、共通化して個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものであります。

国民の暮らしに役立つデジタル化は、これは否定するものではありません。また、新型コロナウイルス感染防止のために、このデジタル技術を活用することも避けては通れません。

しかし、リスクについても懸念を抱く庶民が多いことから、以下の点について伺います。

まず1点目は、今後、個人情報保護法制の一元化により、地方公共団体においては、条例から法律へと制度の根拠が変わることから、行政の個人情報保護、情報漏えいに対する対応をお伺いいたします。

- 藤田議長 按田町長。

●按田町長 本年5月12日に成立したデジタル改革関連法につきましては、関係6法から成っており、デジタル庁の新設をはじめ、先端技術を活用したデジタル社会の形成の推進、個人情報保護制度などの見直しが盛り込まれている法律でございます。

このうち、個人情報保護制度の見直しでは、地方自治体で条例で定められているものが、国、独立行政法人及び民間とデータ連携などの共通化を図るため、議員がおっしゃるとおり、関係法律が一本に統合され、個人情報と利活用の適正なバランスを実現するために、全国的な標準的ルールというところを定めてございます。

いわゆる漏えいですとか、個人情報の保護、情報の漏えいに対する対応というところにつきましては、今後、今までも条例で定められているもの、また、一本化される中で、国から示されるもの、多々あるかと思えます。その辺しっかりと遵守しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 今、担当大臣は代わっておりますけれども、当時の平井デジタル担当大臣は、国や自治体等の保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして、多様な主体が参照できたりするよう整備をしていきますと、このように述べております。

このことから法案の狙いが、地方自治体の持つ大切な個人情報を利用することもあることは、あけすけに語っていると、こういうふうに感じるところです。

もともとこの個人情報の保護は、自治体が住民の要望に応じて先導してきたもので、個人情報については、あくまでも個々が尊重されなければならないと考えておりますけれども、見解をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 個人情報保護ですとか情報漏えいという部分に関しまして、まさに議員がおっしゃるとおり、その保護はしっかりとされなければいけないというところがございます。進める上で、やはり不安な点と、特にセキュリティー関係に関しましては非常に気を使わなければいけないところかと思っております。今現在もそういった点はしっかりと対応させていただきながら運用しているわけですが、今後、ますますしっかりと対応するべきことであると私のほうも考えてございます。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 デジタル化につきましては、マイナンバーを中心に、ここで工程表などがつくられているのですけれども、詰めても約8通り、地方自治のシステムの標準化だとか、運転免許証のデジタル、マイナンバーカードの保険証、外国人残留カー

ド等いろいろなものがあります。

そして、このデジタル化の工程の一つとして、マイナンバーカードの普及を22年度までにはほぼ全国的に交付等、計画で進められるとしております。国全体では、10月7日現在で38.6%にとどまっているとのことですが、本町での交付率、もしここで分かりましたらお伺いいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 私のほうから答弁申し上げます。

令和3年11月末現在におけますマイナンバーカードの交付率につきましては、本町、972件で31.4%となっております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 個人情報100%守り切るシステム、この構築は私は不可能だと思います。デジタル化を進めるならば、官民間問わずに、情報が漏えいした場合の原因の究明と責任の追及、プライバシー侵害の補償など、諸規定の処理が大前提だと考えております。

同時に、マイナンバーカードを行政のデジタル化の基盤に据えること、これは改めるべきだと考えますが、対応をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 マイナンバーカードの普及という点につきましては、国も当初からなかなか進まないというところで、実際今回のコロナウイルス感染拡大も伴いますし、その前からポイントをつけるなど、いろいろな策を講じながら普及率向上に努めているところかと思えます。やはり議員おっしゃるとおり、それぞれ民間、行政問わず、しっかりとセキュリティー対策を持ちながら、そういった情報が漏えいした場合の補償ですとか、そういった点はしっかりと定めていかなければならないと思えますし、そういった事案が生じた場合はいち早く公表しながら対応していかなければならないというふうに思っております。

考え方といたしましては、言っているとおり全ての国民が100%ということはきつくないと思えます。いわゆる年齢的などころもありますし、いろいろな部分があると思えますけれども、国の方向性として、普及していくというところは、町のほうもしっかりとその辺を見極めながら対応していくというようなことになると思えます。よろしくお伺いいたします。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 よろしくお伺いいたします。

次にいかせていただきますけれども、国が進める行政デジタル化は、主に窓口対応の職員の削減につながるおそれがあります。職員の代替としてではなく、補助手段と

しての活用をと考えるところですが、行政の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 国が進める行政デジタル化は、主に窓口の職員削減につながるおそれがあるのではないかとということであるかと思えます。国が進めます行政のデジタル化につきましては、令和2年12月に政府がポストコロナと、新しい社会をつくる取組の一環として行政のデジタル化を掲げまして、国と地方の情報システムの共通基盤の整備を進めるため、自治体DXという推進計画、DXというのはデジタルトランスフォーメーションということらしいのですが、この計画を策定したところでございます。

この計画は、デジタル社会の構築に向けて、自治体に取り組むべき各種施策を着実に進めていくもので、自治体の情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化などが書かれているところでございます。

デジタル化の目的というのは、先ほどもありましたが、オンライン申請やウェブ上で、ワンストップで対応できることを可能にすることで、住民利用者の利便性の向上を図って、自治体間でも共通のフォーマットにより対応ができるということ、それと、今般のコロナウイルスに見られるような感染拡大を防止するための対面規制ですとか、そういった業務の効率化が挙げられてございます。

オンラインの手続ということになれば、パソコンやスマートフォンで行うことが可能となるということでありまして、事案の説明などは、やはり職員が丁寧にやらなければならないと、そのように私は考えてございます。このような状況によりまして、デジタル化が進んでも窓口業務を含め、職員が削減になるというようなことは考えておりませんし、反面、制度をしっかりと熟知した職員が配置されることが利用者に安心感を与えまして、業務の密も防ぐということにつながると思えます。

このことを念頭に置きながら、国が示す推進計画に即して、住民の利便性向上に向けた体制をしっかりと取っていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 私が懸念しておりますのは、総務省が設けた自治体戦略の2040構想研究会で、2018年7月に提出した第2次報告では、従来の半分の職員でもという問題提起で、自治体行政の標準化、共通化を取り上げております。総務省の高官や関係者からは、無人窓口は可能ではないかと、月刊地方自治の872号に載っております。窓口をいかになくすか考えるべきと、これも月刊自治労連の2020年9月23日、このような発言も出る始末です。

地方公務員の半減は、非常時への対応能力の喪失、低所得者、高齢者、障害者等の

切捨てにもつながってくると、このように考えているところです。

このようなことが起こらないように、先ほど町長が答弁してくれた住民等への適切な配慮を求めるものですけれども、再度見解をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 国の定める指針によれば、岩井議員おっしゃったとおり、効率化で職員が減るといような話もあると思いますし、ほかの自治体でも窓口業務、住民票の交付等、いろいろな部分で利便性を向上させるために、無人でも、いわゆるコンビニでできるとか、いろいろなところでできるような形が取られるようなことにもなってきてございます。

考え方としては、まさに同様な話で、特にうちのような規模の自治体でありますと、そこに役場の職員がいなくなれば、それだけ町も衰退していくということになりますし、そのほかのサービスについても、当然低下してくるといようなことは見られると思います。効率化されても、きっとそれに代わって管理する側というのはどうしても増やさなければいけないですとか、そういうことにもなってきますけれども、できる限り、こういった町でありますから、効率化されたとしても対面でできることは対面でしっかりと取り組んでいくといような考え方を持って、行政を進めてまいりたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 終わります。ありがとうございました。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、1番、石田貢議員。登壇願います。

●1番石田議員 一般質問、3項について質問をしたいと思います。

初めに、1項目め、ふるさと応援寄附金の活用についてお伺いしたいと思います。

平成20年に制度開始したふるさと納税制度は、寄附者に対して返礼品として特産品を送付することで、町の効果的なPRにつながり、寄附額も年々増加しており、コロナ禍の中でも需要が多い状況となっております。

第5次まちづくり総合計画の中でも、ふるさと応援寄附金制度による寄附金をまちづくりの財源として有効活用し、本町の効果的なPRや関係人口の増加につなげていくとしております。そのためにふるさと応援寄附金制度の活用をしておりますが、どのような活用方法を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

併せて、現在、ふるさと応援寄附金は、ふるさと振興基金に幾ら積み立てされているのかもお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 本町におけるふるさと応援寄附金制度の活用は、平成28年度から開始されております。この制度の寄附金はふるさと振興基金として、令和2年度末までに7,857万8,000円が積み立てられており、これまでふるさと応援寄附金事業の特定財源として毎年必要額を繰り入れしてございます。

議員から御質問の第5次まちづくり総合計画に定める財政運営の充実の主要施策として掲載されているふるさと納税の推進につきましては、現在では、ふるさと納税の返礼品として扱うことによる本町の特産品のPRなどが主であります。今後においては、単にふるさと応援寄附金事業のみの特定財源としてだけではなく、豊頃町を外向きに発信していく関連事業、例えば観光振興や地域間交流などの、町の活性化を図る施策の一部として、また、移住・定住促進関連及び関係人口創出を目的とした連携協定先との事業展開や、今後、財政状況によっては子育て関連施策や教育、地域づくりにも活用ができるものと考えてございます。

来年度予算の編成に当たっては、施策のどこにどう充当すべきかというところを十分検討して、予算上及び決算においても、その用途が分かるよう、そして町の広報紙やホームページでもその内容をしっかりと公開していくよう努めてまいり所存でございます。よろしくお願いたします。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この制度につきましては、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができ、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付や住民税の控除が受けられます。寄附金の使い道も指定でき、地域特産品などの返礼品も頂ける寄附金であります。今、町長が答弁されたような活用方法がたくさんあると思います。全国的に展開されているこの制度による寄附金の活用は、様々なまちづくりに関する事業に活用されております。

今年は特に秋サケの漁業不振に加え、赤潮発生による被害への支援にも活用している町村もあります。本町においても多種多様なまちづくり事業に活用すべきだと思います。ふるさと応援寄附金条例を制定している町村もあり、今後においても有効に活用していくべきだと思います。再度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まさに議員がおっしゃる対応というのは必要かと思っております。これまで、うちの町はどちらかといえば、ほかの町から比べれば、この取組、若干遅く始まってきたという経過があるのかと思っておりますが、寄附していただいた方にもしっかりと用途を明らかにしながら対応しているという町も管内でも多々あるように聞いてございます。

かつ、町民についてもこういった寄附があって初めてこの事業ですとか、建物です

とか、こういったものが成り立っているのだというのは、しっかり把握していただくということはとても大切なことなのではないかと思っております。

寄附金の納めておくところは、今、ふるさと振興基金の中に全て入っているということなのですが、実際は、その中でも、その分ということでしっかりとすみ分けしながら事務上は積んでおりますけれども、その用途をしっかりと明らかにしていくという中では、議員がおっしゃるとおり、条例でしっかりと定めるということも今後必要になってくるのではないかとと思っております。今後、担当課含めて十分検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この寄附金は、善意ある寄附金で貴重な財源となるものです。有効に活用していただきたいと思っております。

次に、2項目め、まちなか活性化拠点施設、一般社団法人ココロコの運営体制についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、本施設は平成30年4月に開設され、地域商社ココロコとして本町の地域振興、まちづくりに関する活動など、継続的な活性化に寄与する目的で互産互生推進事業をはじめ、各事業活動を行っておりますが、現在の事業運営状況はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 一般社団法人ココロコの事業運営状況につきまして答弁いたします。

一般社団法人ココロコは、本町の地域振興、まちづくりに関する活動や地方都市との連携をする活動を行い、地方創生に関するソフト事業としての、先ほど議員からありました互産互生推進事業や地域ブランディング事業など、本町を内外に発信する事業を実施するとともに、拠点施設となっておりますココロコテラスの管理運営、大津地区に整備しましたジュエリーハウスの管理、コミュニティスペースえんがわの管理、物産直売会の事務委託などを受託して、現在運営をしているところでございます。

運営体制につきましては、本年度から運営体制の強化を図るべく、事務局長を外部から招聘して、現在は3名体制で、これまでの業務の見直しや商品開発に向けた取組を進めているほか、北海道や関係団体からもこれらの取組の情報の提供を受けて、販路拡大に向けた取組も現在進めているところでございます。

また、国の補助事業を活用して観光ブランディングやサイクルツーリズム関連の事業にも取り組みまして、管内外からの参加者の意見を参考として、本町の様態に則した人を呼び込むための方策も検討しているところでございます。

なお、今後につきましては、この事業のほか、コロナ禍で利用者が低調となつてご

ざいます二階の宿泊スペースの活用というところもしっかりとPRしながら図っていくというようなことをございます。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 本施設の利用については、民間のノウハウを活用し、利用者の利便性の向上や経費削減により、効率的な施設運営や円滑な事業運営を期待しているところであります。

次に、2点目に移ります。

指定管理者制度の移行については、昨年第4回定例会において、まちなか活性化拠点施設条例の一部改正が行われ、1年経過しましたが、いつ指定管理者に移行しようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 指定管理者の移行時期につきましては、昨年の定例会で、まちなか活性化拠点施設条例に、指定管理に関する条項の追加の議決をいただきまして、その際、議員からの質疑に対する答弁では、なるべく早い時期、そして新年度、令和3年度ということだと思われませんが、それと、場合によっては1年後とお答えをしていたところかと思えます。

町としましては、指定管理業者としては、現在の施設を管理している法人を含めた町内の事業者にお願ひできればというようなことを考えてございますけれども、指定管理を受託できる体制をしっかりと固めなければならないため、先ほど運営状況で答弁もさせていただきましたが、職員配置、業務内容、事業計画、そして法人の財源の確保などを含めて、今年度から体制の整備を進めているところでございます。

当然、昨年、議員からの御指摘や、その際の答弁を念頭に置きながら、4月に私が就任してから法人に対して、これらの対応をさせていただいているというところでございます。施設を整備した際の考え方や方向性から、なかなか簡単に受皿となる事業者がないと思われまますので、現施設の管理委託をしている法人の体制整備を含めて、その受皿となるよう対応していきたいと思っております。

したがいまして、施設の指定管理の移行時期については、今現在、具体的な時期はいつだということは、なかなか回答しづらいというか、回答は控えさせていただきたいと思っております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、町長の答弁の中にありましたが、昨年の答弁では、可能な限り早い時期に移行を予定しているが、場合によっては1年後となるという答弁でございました。指定管理者として移行する時期にそろそろ来ているのではないかというふう

に思います。できるだけ早い時期に移行できるような、そういう体制も必要なのかと思います。もう一度答弁をお願いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 その時期というところをしっかりと見極めながら、なるべく早い段階で議会にお示しできるよう努めてまいりたいと思います。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 次に、3点目。

現在、まちなか活性化拠点施設には、商工観光課職員とココロコ職員が勤務しておりますが、商工観光課は、出先機関としてではなく本庁舎に戻すべきと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 商工観光課につきましては、当初から地方創生の拠点の一つでもありますまちなか活性化拠点施設、今のココロコテラスですが、その目的推進のために、一般社団法人ココロコの設立から運営が軌道に乗るまでのサポートと、当然当該法人の事業である地場製品の開発や観光資源のブランディング、プロモーションなど一体となり、まちづくりと観光PRなどを推進するために当該施設に配置をしているところでございます。

議員から御質問もありました本庁舎か出先機関かという問題は、配置されている場所が庁舎外の施設であるということから、出先というようなことで見られているかと思われましても、課がそれぞれの役割を持って配置されているというふうに考えてございます。私は、商工観光課を、今は出先機関というような位置づけというふうには思っておりません。

なお、当該施設が指定管理で運営されていく場合や、今後、執行上の効率化により、役場庁舎内に課を配置する必要性が生じてくることも想定されますことを御理解願いたいと思います。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 本来の事務分掌以外の施設の委託業務などの事務事業にも関わっているのではないかと思いますけれども、既に法人化され事業が展開されている中で、自立運営するところまでに現在至っていないのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 法人につきましては、現状、先ほども申しましたとおり、3名体制で自立に向けて体制のほうを整えているというところでございます。今のところまだ商工観光課が一緒に施設にいるわけですが、少し運営のほうをサポートしながらやっ

るといふようなこととごさいます。ただ、未米永劫といふわけではありませんで、そこは、状況をきちんと把握し、的確な状況で判断をしていきたくて思つてごさいます。

以上とごさいます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の法人にも優秀なスタッフがそろつております。一日も早く自立ができるよふな体制に、町としても協力をしていかなければならぬと思つます。

次に、3項目め、行政機構の見直しについてお伺いいたします。

近年、定年退職を迎える職員の増加とともに、若手職員の採用も年々増えている状況にあります。年齢構成が変わりつつある現状の中、更に人材の確保や行政サービスの観点から、再任用職員の任用など全体的な業務体制を見直す必要がある時期に来ていふと思つますが、行政機構の見直しをする考えがあるのか、お伺いをいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 行政機構の見直しといふところとごさいますが、議員の御質問のとおり、職員の年齢構成につきましては、ここ10年間に大きく変化しており、再任用職員制度や段階的な定年の延長が控えている中、更に幅広い年齢層で組織が構成されることになってくると思われます。

今後、先ほどありました自治体のデジタル化といふところに伴い、専門的知識や資格を有する業務も予想されますし、感染症への対応体制や、近年多発してあります想定外の災害に対応するための体制づくりも急務となっております。

国の動向や地域の実情に即した行政組織が求められていふという中、私としてもそのような行政課題への対応強化を図るため、限られた人数の中で、より効率的で組織的な業務体制の確立を目指して熟慮していふところとごさいます。

いづれにしても、行政組織機構の見直しにつきましては、これらの実現に向けて組織の改編が必要であるのではないかと考えております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 社会環境、情勢の急速な変化により、行政需要も多様化してきている中で、行政課題に柔軟に対応でき、分かりやすい行政組織でなければならぬと思つます。若手職員の構成割合が増える中で、町民に対する行政サービスの低下につながつてはならぬと思つます。適正な人事配置や時代に即応した行政機構、組織の見直しを行つて、行政サービスの提供をしていただきたくと思つますが、新年度において、機構の見直し、組織の見直しを行う考えがあるのか、最後にお伺いしたいと思つます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

今年度、定年となり退職される方が多いというところは議員も御承知であるかと思
います。そういった部分を含めまして、今の組織機構のままで対応できるのかとい
いますと、そういったことでもないというふうに私、思っております。

また、言われておりますとおり、町民に分かりやすく、丁寧な対応を取るといった
意味では、その辺も当然熟慮しながら考えていかなければならないと今思ってい
ます。4月というところは、黙っていても近づいてくるというところでございます。
庁舎内でもしっかりと理事者含め、調整に対応しながら考えて、早い時期に私のほう
も議会のほうに、組織機構についてお示しできればと思っておりますので、その際
はよろしくお願ひしたいと思ひます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●藤田議長 11時25分まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問を続けます。

通告順番3、5番、杉野好行議員。登壇願ひます。

●5番杉野議員 議長に発言のお許しをいただきましたので、これから一般質問をさ
せていただきますが、この大切な第4回定例会の初日、1日目に欠席をしたことをま
ずもって皆様におわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、通告のとおり質問させていただきますが、ありきたりの質問となるコ
ロナのワクチン接種のことについてでございますけれども、本町のワクチン接種の対
象者、何歳から何人、どのぐらいの方が接種を済まされているのかということと、
併せて、(2)に接種券送付と書いてありますけれども、接種対象者の中で、接種を
受けなかった方たちに対する対応、強制ではございませんので、それぞれの町民の方
の思惑があるのだらうと思ひますが、それらに対しての保健師、または福祉課の中
で、どのように捉えて、どのような対応をされているのか、これらについて伺ひます
とともに、一般報道では、副反応等の心配で接種を受けられないというふうに思われ
ている町民もおられるのかなという思ひの中で、(2)の対応の仕方によっては、ど
のようにしたら接種が進められるのか、または、接種できない理由がそれぞれの町民
の皆さんにあるのかどうか確認をされているのであれば、それをお示しいただければ
ありがたいと思ひます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 最初に、本町でのワクチン接種者と、その割合についてお答えいたします。

本町における新型コロナウイルスワクチンの接種は12歳以上からで、人数が2,843名ということになってございます。12月1日現在で、接種者に対して91.7%の方が2回の接種を完了しているということになってございます。

次に、ワクチン接種を受けなかった町民に対しての対応というところでございます。新型コロナワクチンの接種につきましては、努力義務ということが適用されておりますけれども、強制されるというものではないことから、あくまでも本人が納得した上で接種を判断していただくということになります。

本町においては、接種券配布時にパンフレットを同封するとともに、広報紙等でワクチン接種の情報を周知いたしまして、接種率の向上に努めてまいりました。また、保健センターに新型コロナワクチンに関する相談窓口を設けまして、接種に対する不安や心配のある方の相談にも随時相談に乗っていたというところでございます。

接種を受けられなかった方への対応ということでございますけれども、ひとり暮らしの高齢者など、一部の未接種者について、訪問の際に状況を把握して、予約の調整ですとか会場への送迎などを行うなど、接種機会の確保に努めてきたというところでございます。今後の接種に関しても同様の体制を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 思いのほか接種率が高いという思いがございましてけれども、年齢的に、今、町長は高齢者の方で、またはひとり暮らしでというお話でございましてけれども、年齢の若い方で、これを受けないというふうな意思表示されておられる方はいないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まず、高齢者以外にも、議員おっしゃるとおり、若い方でもワクチン接種に関する不安等がありまして、実際接種していない方はおられると確認してございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 数日前のNHKの朝のニュースの中で、私はデジタル人間でなくてアナログ人間なものですからよく分かりませんが、SNS、ブログ等で誤配信されている情報があると。その内容については、特定の町の中の開業医等が、ワクチンは毒だとか、ワクチンを打つことによって不公平を被ることがあるだとかという誤りの情報が流されていて、都市部では12%ほどの方たちがそれを信じて、ワクチン接種を

していない、または家族にさせない。自分と夫との間でその話題になるとときには、それが家庭内の火種となって、父親は住宅に戻れない状況もあるというのが報道でありました。

こういうことというのは、大都会だからというだけでなく、先ほどのデジタル化の話もそうですけれども、隅々まで届くのです。そういうことというものが出された以上、これはどういうふうに理解すればいいのか。

また、NHKの報道の中では、全国心理士会連合会というのがあるのだそうです。要するに医療心理の心の問題をケアする学会があるのだそうですけれども、そこに窓口があって、相談をしてくださいというふうに案内が出ていました。そのことについても、うちの福祉課または保健師の皆さんで理解をされている方がおられるのかどうなのか。先ほど町長は、細かく説明をした中で接種を進めてきたというふうにお話になられましたけれども、私たち保健師のお話だけでなく、こういう窓口もありますという案内ができるのかできないのか、これをまず伺います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 私のほうから答弁させていただきます。

ただいま議員のおっしゃられた相談窓口等については、詳しい内容等を十分把握しておりませんでした。うちの町としては、専門的知識のある保健師が相談窓口を設けて、不安のある方について丁寧に対応してきたというふうに認識してございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 先ほどの同僚議員のデジタル化の説明の中で、我が町でマイナンバーカードの取得者が31.4%というお答えでありました。政府でもおまけつきで一生懸命普及を進めている。また、接種済証なるものをその中にデータとして入れる等々、デジタル化はそれなりに進んでいるものというふうに思いますけれども、少なくとも今の日本国の状況を鑑みたときに、接種2回済み、または、今3回目というようなことの中で、町なかに出歩くときに、接種をしない人たちの不利益が起きる可能性があるのです。これは全世界的にも問題になりつつある部分です。

ただ、ワクチン接種はしなくてもPCRの検査をやったことによる陰性の証明書等があれば、町なかの商店もしくは繁華街で歩いても、あまり特別な目で見られない状況というのものもあるわけです。

我が町では、受けられない方に、少なくともPCR検査を実施して、その証明書が発行できるようになるものかどうか、これを伺います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 本町ではPCR検査の助成事業を実施してございまして、2万円までの補助金が出ますので、そちらのほうを活用していただければ、証明書はその際に

発行されるというふうになっております。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 ワクチンの接種に関しましては、先ほど答弁したとおり、基本的には、努力義務というところになってこようかと思えます。するもしないも、いろいろな情報で、これは毒なのだというような話が、デマなのかどうなのか分かりません。出回って、それで打たない方というのもいると思えます。それも含めて、全て個人の判断ということになってきます。

ただ、幸いにして、そういった方もいる中、本町は90%以上の接種率というのは非常に高い接種率だというふうに私、把握してございます。していない方を掘り出して、どうのこうのというのも、これまたいろいろな意味で大変なことになると思えますので、その辺は、この接種、終わるわけではないです。これから3回目が始まるというところがあります。それぞれの状況で判断されて、御相談を受ける方もいると思えますので、丁寧な対応はさせていただきたいと思っておりますので、御理解ください。よろしく願いいたします。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 医療関係者等を先行して3回目というふうに国のほうは言っておりますし、2回目接種後半年もしくは8か月というようなことで、今後進んでいくのだろうというふうに思いますが、それらの対応、また、ワクチンを入手する時期というのは、我が町ではどのぐらいの時期を想定して、どのように進めていくのか、最後に伺います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 私のほうから答弁させていただきます。

医療従事者の方々については、既に接種券を一部発送してございます。医療従事者の方については、本町の場合、勤め先の病院等で受けられる方が多いということで、また、豊頃医院とも調整して、早急にできるように実施してございます。

また、一般の方々については、国のほうから前倒しという話が出ていますが、具体的な条件については詳しく提示されていない状況でございます。国からの情報があり次第、できるだけ前倒しをして実施できるように対応してまいりたいと考えてございます。

また、ワクチンの供給状況についても、国のほうで発表してございますように、全国民を前倒しできるような供給状況にはないということございまして、本町においては、先日、12月14日に3回目接種用のワクチンということで1箱、1,170人分が届いてございます。その後の供給については、まだ詳しい情報は入ってきてございません。

以上でございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 3回目のワクチンの内容については、政府からの情報があり次第ということなのですけれども、その折でも構いませんから、いま一度、接種されていない方たちにアプローチをして、限りなく100%に近い状態にするような努力を傾けていただければ有り難いと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、3回目、これは、やっているやっていないにかかわらずだと思いますけれども、基本的には、過去2回やっている方というのが対象になるのかと思います。これまでどおり広報ですとか、個人的な話になるかどうかというのは検討していかなければならないのですが、接種勧奨するような形で進めてまいりたいと思っています。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第8号

●藤田議長 日程第6 意見書案第8号赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第8号。

提出者、豊頃町議会議員、坂口尚示。

賛成者、豊頃町議会議員、岩井明。

同上、大谷友則。

同上、石田貢。

赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

赤潮被害救済措置と赤潮対策への早急な対応を求める意見書。

北海道の道東の太平洋沿岸で赤潮が原因とみられる漁業被害が発生している。

豊頃町、浦幌町で操業を一とする秋サケ定置網漁業においては、9月中旬以降、秋サケ一万尾以上の斃死が確認されており、現在も赤潮の終息が見通せない状況であることから、被害は他の魚種などにも波及することも十分に想定され、地域の沿岸漁業

に与える影響は重大かつ深刻である。

また、赤潮被害は、高度経済成長期には瀬戸内海方面など西日本で多く発生がみられていたものの、寒冷域の外海で発生した今回の赤潮被害は、国内はもとより世界的にも希有と思われる非常事態であり、従来の発生メカニズムとも異なることが予測される上に、その原因究明が遅れると続発の懸念すらある。

この度の赤潮被害は、漁業者の自助努力により解決できる範囲をすでに超え、被害のある地方自治体のみで対策を講じていくことは極めて困難であることから、国の積極的な対応が望まれる。

よって、国におかれては、地域の漁業経営を踏まえ下記事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記。

1、地域沿岸漁業に深刻な影響をもたらす赤潮被害は災害であり、今回の規模は激甚災害にも匹敵するものであると考えることから、激甚災害の認定もしくは同等の財政支援を行うこと。

2、赤潮発生原因の究明や発生防止対策と発生時における恒久的な対策の構築を図り、沿岸漁業の再生になお一層尽力すること。

3、赤潮被害を受けた漁業者などへの万全の救済措置を実施すること。あわせて金融機関などに対し、返済猶予や条件変更に対応するよう金融支援の充実を図ること。

4、沿岸域で発生した赤潮は、秋サケやシシヤモなどの遡河性魚類の来遊や河川遡上、再生産にも影響することが予測されることから、これらの道東の沿岸漁業上の重要種の資源再生に対しても支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

●藤田議長 日程第7 意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第9号。

提出者、豊頃町議会議員、坂口尚示。

賛成者、豊頃町議会議員、岩井明。

同上、大谷友則。

同上、石田貢。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。

2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

●藤田議長 日程第8 意見書案第10号燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第10号。

提出者、豊頃町議会議員、坂口尚示。

賛成者、豊頃町議会議員、岩井明。

同上、大谷友則。

同上、石田貢。

燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

燃油価格高騰対策など国の農業予算等に関する意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入り原油需要が拡大し、今後一層の需要増大が見込まれていることから原油価格の上昇が続いている。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけている。

そうしたなか、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けている。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫している。

一方、これまで全額国費負担で新規就農者を支援してきた「農業次世代人材投資事業」においては、来年度から「新規就農者育成総合対策」と名称を変更し地方負担が伴う事業内容となっている。地方負担が発生する場合、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じるなど十分な支援が受けられない新規就農者等が発生する可能性があることから、これまで通り新規就農者を支援する事業については国の全額負担が求められている。

また、来年度の水田活用直接支払交付金においては、長期間水張りされていない水田を戦略作物助成の交付対象から除外するとの内容が示された。北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付けに協力してきた経緯があり、突然交付金の対象外とすることは到底納得がいかず、水田地帯の崩壊に繋がりがかねない。

国においては、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策など万全な対策を講ずるよう下記のとおり要望する。

記。

1、農業用に使用する軽油等の価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。また、燃油価格高騰に連動して農業経営を圧迫している石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）及び農業用施設などの価格高騰に対しても、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2、「新規就農者育成総合対策」については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう十分な予算を確保し、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様に、引き続き全額を国費により措置をすること。

3、来年度の水田活用直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、長期間水稲を作付けしていない水田が唐突に交付対象外になるなどの政策転換は、農地の荒廃を増加させるなど地域農業の崩壊に繋がりがかねないため、生産現場に

混乱が起きないように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第11号

●藤田議長 日程第9 意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番、小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第11号。

提出者、豊頃町議会議員、小笠原茂人。

賛成者、豊頃町議会議員、石田貢。

同上、大崎英樹。

同上、杉野好行。

同上、岩井明。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9パーセントとなり、反対の29.3パーセントを大きく上回った。特に多くの人々が初婚を迎える30歳から

39歳における賛成・容認の割合は84.4パーセントにのぼる。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過したが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。しかし、5年以上にわたって論議が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えらる。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第10 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議

題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査をすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第11 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和3年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員